

## いしかわ総合スポーツセンター専用使用に関する規定

石川県体育施設条例第9条の規定に基づき、いしかわ総合スポーツセンターの専用使用承認について、次のように定めます。

- (1) 専用使用については原則下記の優先順位を基本に予約を受けし、承認するものとします。

対象	受付開始	受付方法
大規模大会 (国際大会、全国大会、北信越大会等)	使用開始日の前々年度	仮予約申請の提出
上記の大会および公的機関主催の大会等	前年度10月上旬～10月下旬(一次募集)	一定期間に仮予約申請の提出(重複は調整)
大会使用等(県大会以下もしくはは一般行事)	上記の一次募集が終了後、募集開始(二次募集) 11月上旬～11月下旬	一定期間に仮予約申請の提出(重複は調整)
上記調整(二次募集)に漏れた大会	12月上旬～12月下旬(三次募集)	一定期間に仮予約申請の提出(随時受付)
上記以外の大会および催し物(大規模なもの)	上記大会決定以降随時受付	仮申請書の提出
一般専用使用(予約)	使用開始日の属する月の1日～15日	申請書の提出
インターネット予約	使用開始日の属する月の3ヶ月前の22日～	石川県施設利用予約システムによる予約
当日専用使用(当日申請)	当日午前9時より	予約が入っていない時間に限り申請書提出

- (2) 一般専用利用予約は3ヶ月前の15日までに申請書を提出してください。以降16日から21日までは調整業務を行います。調整決定後は直接センターに問合せください。施設を定期的に使用される場合は、団体登録をいただければ、インターネット予約が可能となります。登録方法はセンターにお問合せください。
- (3) 使用開始日の属する月の3ヶ月前の月に予約を希望される場合は、メインアリーナ・サブアリーナを全面使用し、かつアリーナ使用の参加人数がアリーナの面積規模に相当する場合(概ね50～100名以上)は、仮申請を承認することが出来ます。
- (4) イベント・大会等でアリーナを全面使用する際は、主催者は必ず施設職員と使用日の3週間前までに、大会の打合せを行ってください。
- (5) 予約なしでの当日の利用については、施設に予約のない時間であれば当日の開館時間から受け付けます。なお当日利用は、原則先着制になりますのでご了承ください。

- (6) 専用使用時間は1時間単位とし、開館の9時から22時までの00分から00分までの1時間単位を申請時間とします。原則、1団体1予約につき3時間までの利用にご協力ください。利用時間を追加する場合は変更申請書もしくは当日申請書を提出すると継続使用することが出来ます。
- (7) 専用使用における準備、後片付けの時間は使用時間としますので、注意してください。
- (8) 減免申請については、施設長の決裁が必要なことから、最低1週間前までの提出にご協力ください。提出が遅れた場合は、減免対象とはならない場合があります。
- (9) 屋外の芝生広場及びグラウンドデッキの人工芝スペースの使用については、予め申し出てください。専用利用および独占的な利用が出来ませんので、譲り合ってご利用ください。
- (10) 使用する施設およびスポーツ器具、機器は慎重かつ丁寧に取扱いご使用ください。不適切な取扱いにより施設、設備、備品等を破損させた場合は、損害の賠償を請求する場合があります。
- (11) 管理運営上、利用方法に制限がかかるスポーツ種目もございます。詳しくはセンター窓口にお問い合わせください。(※利用に規制がかかる種目：テニス・フットサル・社交ダンス・)
- (12) アリーナ内での飲食は厳禁です。スポーツ中の水分補給は、アリーナの床以外の部分かフローアシート上で行ってください。
- (13) 18時以降は、危険防止上必ず照明を点けていただきます。ご了承ください。
- (14) 施設を利用する団体は、出来る限りスポーツ障害保険に加入してください。
- (15) 専用利用のご利用人数は、原則8名以上からとなっております。少人数での専用利用はご遠慮ください。
- (16) 予約のキャンセルは、必ず7日前までをお願いいたします。インターネットでの予約取消はそれ以降になるとキャンセルできませんので、施設にご連絡ください。また当日のキャンセルには登録抹消等のペナルティーがありますので、ご注意ください。
- (17) スポーツセンターの利用を承認しない範囲は、次の通りとします。
- ① 公益を害し、またはいしかわ総合スポーツセンターの秩序を乱す恐れがある行為、行事等
  - ② スポーツセンターの利用者または地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな行為、行事等
  - ③ 重量物の搬出人を伴う行事で、施設設備を損傷する恐れがある行事  
(メインアリーナ1㎡ 5t サブアリーナ1㎡ 3t未満)
  - ④ その他スポーツセンターの設置目的に照らし、不相当と認められる行為、行事等
  - ⑤ 体育施設の管理上支障があると認められる行為、行事等
- ※ 当施設では次の事項をお守りいただきますようお願いいたします。なお、次の事項をお守りいただけないお客様にはスタッフが注意することがございますが、それでも指示に従わない場合は退館していただくことがございますのであらかじめご了承ください。